

独立行政法人国立成育医療研究センター一年度計画

平成26年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センターの年度計画を次のとおり定める。

平成26年3月24日

独立行政法人国立成育医療研究センター

理事長 五十嵐 隆

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 研究・開発に関する事項

平成25年度に国の臨床研究中核病院に指定され、成育領域の臨床研究の拠点として機能するべく体制整備を行う。その一環として平成25年11月より設置した社会・臨床研究センターを中心として、当センター独自に、あるいは関連施設とともに高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する。

(1) 臨床を志向した研究・開発の推進

① 研究所と病院等、センター内の連携強化

基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、病院と研究所が一体となって臨床研究を進める。

理事長、病院長、研究所長及び社会・臨床研究センター長等をメンバーとした臨床研究推進本部において基本方針を定め、関係部室長等による臨床研究推進委員会を中心に戦略的に臨床研究を推進する。

相互の人的交流、共同しての臨床研究を推進するため、セミナー、グラウンドラウンド等を共同開催するとともに、新たに採用する臨床研究教育専門家等を核に、病院のレジデント、フェロー等に体系的な臨床研究教育を実施する。また、新たに臨床研究フェローを募集し、人材育成に努める。

平成26年度は、研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数を、平成21年度に比して20%増加させる。また、研究所と病院による調整を行い、

新規共同研究数を、平成21年度に比して30%増加させる。さらに、病院の全レジデント及びフェローに臨床研究教育プログラムを実施する。

② 産学官等との連携強化

企業等の産業界や大学等の研究機関との研究に関する連携強化を引き続き図る。独立行政法人国立病院機構や小児専門医療施設、大学病院等との小児治験（臨床研究も含む）実施等の推進を図るために構築した小児治験ネットワークを維持・発展させる。

平成26年度は、企業及び他の研究機関との共同研究（治験）の実施数を、平成21年度に比して10%増加させる。

③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備

政府の「健康・医療戦略」に基づく医学研究費運営の変革にあわせて、成育医療研究開発費の運営を改革し、的確な研究計画に則り、出口戦略に基づく研究費運営を行う。すなわち、成育医療研究開発費の運営に関して、患者、一般国民、有識者等の代表からなる顧問会議の提言を受け、理事会で基本方針を決定する。基本方針に基づき、内部及び外部委員による運営委員会において、研究課題の採択を行うとともに、研究費全体のプログラム・ディレクター（PD）及び研究課題毎のプログラム・オフィサー（PO）を設置し研究の進捗管理を行う。外部委員による評価委員会において研究の中間及び最終評価を行い、その結果を公表する体制を整備する。

④ 知的財産の管理強化及び活用推進

センターにおける研究成果や生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制を確立し、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能強化を図る。外部専門家による知的財産相談窓口業務を継続し、職務発明申請案件の新規性、進歩性の相談を推進させる。

平成26年度は、職務発明委員会における審査件数を、平成21年度に比して20%増加させる。また、複数のTLOや知的財産の活用を推進する団体等と協議することにより成果の発信を図る。

（2）病院における研究・開発の推進

① 臨床研究機能の強化

治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、平成26年度は、社会・臨床研究センターに、薬事専門家、生物統計専

門家、英文エディター等を確保し、臨床研究相談、臨床研究プロトコール作成要領やチェックリストの整備、データマネジメント、新規医師主導治験や高度先進医療を念頭においた新規臨床治験の立案・実施の支援を行う。

また、治験申請から症例登録（First patient in）までの期間を平均110日以内とする。

② 倫理性・透明性の確保

臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理委員会及び特定認定再生医療等委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。

この推進にあたり、倫理委員会及びIRBにおいて審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。

また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るための講習会を開催するとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究については順次ホームページ上に情報開示する。さらに、臨床研究に関する患者及び家族への情報開示、患者への説明文書に問い合わせ先の明記や患者相談窓口での受付など、問い合わせへの対応を適切に行う。

確実かつ効率的な倫理審査を実施するため、倫理審査の電子化について検討する。

（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを生かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。

具体的な平成26年度計画については、別紙1に記述する。

2. 医療の提供に関する事項

我が国の成育医療の中核として高度先駆的な医療を推進するとともに、小児医療・周産期医療の科学的根拠に基づいた均てん化、標準化に努める。

また、高度先駆的な医療の結果として増加している慢性的な病態を抱えた患者とその家族を支援するためのモデルとなる医療体制を構築する。

（1）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

① 高度先駆的な医療の提供

病院と研究所が協力し、生体肝移植・小腸移植・腎移植及び脳死肝移植・分割肝移植・小腸移植や肝細胞移植、腹腔鏡下ドナー手術、未熟児網膜症の硝子体手術、胎児治療等の成育疾患における高度先駆的な医療を提供する。

② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

成育疾患について、最新の知見に基づく医療を推進するとともに、有効性、安全性を考慮しつつ普及に努める。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供

① 患者等参加型医療の推進

患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者ととともに選択できる環境を整え、情報の共有化に努める。また、前方及び後方医療連携業務における紹介元医療機関への返書などの進捗管理及び紹介元医療機関リストの作成・管理を行う。

平成26年度は、引き続き患者相談窓口や情報コーナーにおけるサービスの向上を図るとともに、患者図書館を設置する。

また、セカンドオピニオン外来の充実を図り、120件以上の実施を目指す。

さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、その結果を分析することにより、業務の改善に努める。ご意見箱を通して寄せられる要望等に対して、病院長を含むメンバーで定期的に検討する場を設け、適切に対応する。

② チーム医療の推進

多くの専門診療部を有する当センターの特徴を生かした複数科、多職種による総合的な診療体制の充実を図るとともに、情報の共有化に努め、チーム医療をさらに充実させる（4職種以上によるチームカンファレンスを年に400回以上実施する。）。

また、“安心して安全で思いやりのある医療”をキーワードに医療の改善を図り、チーム医療体制を強化する。

③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供

患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで行う医療連携・退院ケアチーム（退院支援チーム）の充実を図り、平成26年度は退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、平成21年度に比して5%増加させる。

また、重複の障害をもつ患者や高度在宅医療を必要とする患者・家族への

在宅移行支援を推進する。

小児等在宅医療連携拠点事業評価事業を通して、厚生労働省や東京都と協力して、小児在宅推進のための行政的な枠組みのモデル構築を推進する。さらに、東京都在宅医療推進会議で小児等在宅医療について議論することを働きかけ、地域に根差した小児在宅医療を推進する。

④ 医療安全管理体制の充実

医療安全管理委員会を毎月開催し、病院における安全管理に必要な調査を行い、対策を立案するとともに、各部門に対し助言、勧告、指導を積極的に行う。

また、新体制によるリスクマネージャーの活動の充実・促進を図る。（・平成25年度に整備したマニュアルの遵守。・職種別医療安全研修の実施。・年2回のeラーニング研修の全職員100%受講。）

⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価

再入院率、再手術率などのクリニカルインディケーターを使用することにより、医療の質の評価につなげていく。

また、小児科及び産科を対象とする患者満足度調査を引き続き実施し、調査結果について分析を行う。

(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

① 小児がんにおける中核的な役割

小児がん拠点病院として集学的治療及び標準治療を提供するために診療レベルの向上を図るとともに、治験・臨床研究を積極的に進める。また、関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会の事務局として、施設間の連携を密にする。

小児がん中央機関としては、拠点病院等における診断、治療などの診療を支援し、従事者育成、小児がん相談員研修等を通して体制を整備する。また、国立がん研究センターと共同で小児がんに関する情報を収集し、広く国民に提供する。

② 子どもの心の診療

子どもの心の診療ネットワーク事業の拠点病院として、年2回の情報交換会議を継続する。構築されたデータベースに関して、各拠点病院からの情報を入力して分析し、事業の発展に役立てる。その他、拠点病院のネットワー

ク構築に資するインフラの整備として資源マップの試行を行う。

新しく加わった事業主体のニーズを把握して、そのニーズに応じて研修等を行う。

③ 周産期・小児医療における中核的な役割

ハイリスク妊娠を積極的に受け入れ、胎児・母体のリスクを的確に診断して治療方針を立てて胎児治療や母体管理を行う。また、適切な地域の施設への逆紹介を推進する等、限られた周産期医療資源を有効に利用する周産期医療体制の整備の中核的役割を果たす。

小児医療においては、高度先進的な医療の提供を行うとともに、地域の中核的な病院として他医療機関との連携を図り、救急医療体制、小児がん診療体制を整備する。また、小児医療の進歩に伴い増加している慢性的な病態を抱えた患児とその家族に対する支援体制のモデルを構築する。

④ 妊娠と薬情報センターとしての役割

当センターを核にして、主治医ないし全国25ヶ所の拠点病院に設置された「妊娠と薬外来」を通じて、妊娠中の薬剤資料について不安をもつ女性に安全情報を提供する。また、集積した相談者の服薬データと妊娠転帰データからエビデンスを創出する。さらに、欧米のネットワークに参加し、情報交換や共同研究を行うとともに、医師や薬剤師を対象とした研修会、講習会を実施する。

3. 人材育成に関する事項

(1) リーダーとして活躍できる人材の育成

研究所は成育医療研究における優れた人材育成を目指し、センター内外から長期的かつ統括的観点から幅広い育成を図るとともに、積極的に人材育成の場を提供する。特に、臨床研究に通暁した人材の育成を推進する。

また、病院は成育医療に精通した先駆者的かつリーダー的人材の育成を図り、これら人材を全国に輩出することによって、日本における成育医療の均てん化を一層推進する。

(2) モデル的研修・講習の実施

成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象とした最新の成育医療情報を発信する研修・講習を企画・実

施する。

成育医療全域における最新の医療情報を積極的に提供する各種研修・講演会等を、センター外の医療従事者等を対象に年間20回以上開催する。また、若手小児科医200人以上を対象にサマーセミナーを開催する。

4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

(1) ネットワーク構築の推進

国内全域の中核的医療機関等との診療科を超えた継続的な連携と協力を保ちながら、最新情報や技術をセミナー等において全国に発信・公開することにより、確固たるネットワークのさらなる発展を図る。

(2) 情報の収集・発信

平成25年度に完成した総合的なセンター紹介冊子（日本語・英語併記）の配布を行うとともに、ホームページを全面的に改訂する。また、地域の人々に支えられ、地域と連携した病院として機能するため、年3回程度、自治会役員、教育委員会、その他の地域住民に対する病院視察及び懇談会を行うとともに、市民公開講座、子ども向け勉強会、あるいは交流会等を計画的に実施する。

成育疾患に対する医療の均てん化のため、小児医療施設、臨床研究中核施設、小児がん関連施設等でのテレビ会議システムを活用した情報交換を通じて社会への情報発信を一層充実させる。

医療者・研究者向けには成育医療分野の臨床研究や小児がんに関する情報発信を強化する。患者・家族については、成育疾患や小児がんについて信頼のおける情報を入手できるよう、ホームページ、メールマガジンを通じて、最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見の医療情報を提供する。

5. 国への政策提言に関する事項

成育疾患において、事業に取り組む中で明らかとなった課題の収集・分析に引き続き取り組むとともに、関連医療機関及び学会等と協力し、科学的見地から専門的提言を行う。

6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応

センター内の危機管理体制を強化するため、感染管理や災害対策等を抜本的に見直して体制整備を推進する。

(2) 国際貢献

平成24年度より、体系的レビュー手法を用いた国際共同研究の成果として、損失生存年数など、疾病や障害が全人類に与える悪影響について多くの成果を公表しており、平成26年度もさらに多くの国際共同研究成果発表を目指す。

また、平成26年2月に当センターがコクラン共同計画の日本支部として認定されたことから、我が国における系統的な論文レビューの拠点として国際的に貢献する。

医療研究協力の協定を結んでいるワシントン小児病院、日中友好病院、上海小児病院、ソウル延世大学小児病院との交流研修、共同研究などを推進するとともに、さらに国際的なパートナーシップを拡充する。また、我が国が開発した胆道閉鎖症患児の早期発見のツールである便色カードの導入を目指す海外への技術的支援・協力を行う。

外国人の研修の受入れ態勢を整備するとともに、院内の関係部門との連携を円滑にし、関係機関への折衝など積極的に推進する。

院内関係各部門との連携強化、担当者による英語対応の充実を図る。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 効率的な業務運営に関する事項

(1) 効率的な業務運営体制

ガバナンスの強化及びセンターとしての使命を果たすことができるよう、見直しを行った組織体制により、組織内の企画・立案、調整、分析機能を高めるとともに、センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるように運営を行う。

また、職員のコンプライアンスが業務運営の重要課題の一つになっていることから、その達成に向けて的確に業務を遂行する人材を理事会に配置するとともに、役員への女性起用について、平成26年度において1名を理事に登用する。

① 副院長複数制の導入

平成25年度に増やした各特命事項を担う副院長について、引き続きその体制を継続する。

② 事務部門の改革

事務部門については、見直しを行った組織体制及び派遣や業務委託を有効に活用することにより、効率的・効果的な運営に努める。

(2) 効率化による収支改善

センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じた経営管理により平成26年度の損益計算において、経常収支率を101%以上とするよう経営改善に取り組む。

① 給与制度の適正化

給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、同一地域内の民間の同規模病院等の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう更に検討を行う。

② 材料費の節減

材料費率の抑制を図るため、医薬品の共同購入を行うとともに、同種同効医薬品の整理など、使用医薬品の集約に一層取り組むとともに、医療材料の整理にも取り組む。さらに在庫定数の見直しなど在庫管理の適正化を推進し費用の節減を図る。

③ 一般管理費の節減

平成26年度においても引き続き一般管理費（退職手当を除く。）の経費節減に努めることとし、平成21年度に比して15%以上の節減に努める。

④ 建築コストの適正化

建設資材等の仕様が適正であるかの検証を行うことにより、コストの削減に取り組む。

また、資材価格が適正か検証し、コストの適正化に努める。

⑤ 収入の確保

医業未収金については、引き続き新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努める。

また、診療報酬請求業務については、診療報酬委員会におけるレセプト点検体制の充実を図り、引き続き適正な診療報酬請求事務の推進に努める。

2. 電子化の推進

(1) 電子化の推進による業務の効率化

更新された病院情報システムの活用を進めて、病院業務の効率化や安全性の向上を推進する。センター職員の名簿を統合して一括管理する取組みを進め、業務の効率化に寄与する。会議や文書管理の電子化も引き続き推進する。

(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施

引き続き財務会計システムの確実な稼働を図ることにより、月次決算を行い、毎月の財務状況を把握し、経営状況の分析を行う。

3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、監査室による内部監査を実施するとともに、監事による業務監査及び監査法人による外部監査を実施し、三者の連携により監査の実効性を高める。

契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化の強化を図り、その取組状況を公表する。

第3 予算、収支計算書及び資金計画

1. 自己収入の増加に関する事項

寄附や受託研究の受入れ等による外部資金の獲得を一層推進する。

2. 資産及び負債の管理に関する事項

平成26年度においても長期借入を行わず、内部資金の有効活用により、センターの機能の維持・向上を図りつつ、センターの固定負債(長期借入金残高)を減少させる。

- (1) 予算 別紙2
- (2) 収支計画 別紙3
- (3) 資金計画 別紙4

第4 短期借入金の限度額

- 1. 限度額 2,100百万円
- 2. 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応
- (2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応
- (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画

道路用地の売却について、処分手続きを進める。

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備整備に関する事項

自己資金を活用して、長期債務の縮減を図りつつ、研究・医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備を行う。

また、効率的な投資が行えるよう、施設整備等に係る投資計画に基づく整備を行う。

2. 人事システムの最適化

全職員の業績評価制度を実施し、職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価する。なお、医療安全への取組みについては重点的に評価する。また、評価結果を職員の給与に反映させることにより、業務遂行意欲の向上を図る。

非公務員型組織の特性を生かした人材交流の促進など、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う。

女性が働きやすい環境の整備や、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備を推進していく。

3. 人事に関する方針

(1) 方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に

十分配慮していく。

特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策に取り組む。

また、幹部職員、専門技術職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。

(2) 指針

安全で良質な医療の提供に支障が生じないように、また、小児がん拠点病院及び小児がん中央機関並びに臨床研究中核病院の指定等、新たに生じる医療・研究ニーズにも適切に対応するため、適正な人員配置に努める。

コンプライアンスの徹底を図るため、行動規範を作成し、その遵守に係る誓約文書を全職員から提出させることについて検討する。

技能職については、非常勤職員への移行や外部委託の推進に努める。

4. その他の事項

作成したアクションプランの進捗状況を把握するとともに、取組みが遅れている項目については、取組みが進むよう努める。

また、センターの業務実績についての情報開示をホームページにて行う。

ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を聴取するよう努める。

障害者の法定雇用率を達成すべく、障害者の就労支援団体等とも協力し、総合的な障害者の雇用・支援プログラムを導入する。

災害時における地元地域との連携を強化するため、平成26年2月に世田谷区と締結した防災協定に基づき、大規模災害に備え、必要な物資の備蓄や緊急時の情報連絡体制の整備を行う。

担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。

平成26年度においては、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態のさらなる柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図り、社会医学研究、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。それらの結果として、平成26年度においては、平成21年度に比して英文・和文の原著論文発表数を5%増加させる。

2. 具体的方針

（1）疾病に着目した研究

① 成育疾患の本態解明

次世代シーケンサーを用い性分化疾患、分類不能型免疫不全症、先天奇形症候群、小児白血病などに関する遺伝子の構造異常を解明するとともに、新規遺伝子変異の発見同定に努める。具体的にはコピー多型・新規変異合わせて10個以上の新規遺伝子構造異常の同定を目指す。

平成25年度に引き続き、IgE抗体によるIn vitro診断が不可能な新生児消化管アレルギーの診断方法の開発を進める。

② 成育疾患の実態把握

平成15年度～17年度に登録した成育コホート研究、平成22年度～24年度に登録した母子コホート研究の追跡調査研究を進めるとともに、ゲノム解析を続ける。さらに、これらの研究で導かれた仮説を証明するための介入試験成果の発表を行う。

糖尿病合併妊娠及び妊娠糖尿病の我が国における治療の現状を含めた実態把握を行うために疾病登録制度を確立する。

極低出生体重児の疾病登録制度を進め、精神神経疾患や生活習慣病等の発症実態及び長期予後を把握し、予防や治療法の端緒を示す。

③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

造血幹細胞移植の実施が困難な慢性肉芽腫症の遺伝子治療のための新規ベクター（治療薬）の開発を進める。

平成25年度に開発した病理学的に鑑別が困難な小児固形腫瘍のエピゲノム

・網羅的遺伝子発現プロファイルに基づく鑑別診断法の臨床研究を開始する。

先天性横隔膜ヘルニアの胎児治療を臨床試験として開始する。

無心体双胎に対するラジオ波凝固術の高度医療申請を行う。また、全国複数の新生児医療施設と共同で、新生児低酸素性虚血性脳症に対する自己臍帯血幹細胞移植治療や新生児慢性肺疾患に対するNO吸入療法に関する臨床研究を検討する。

小児難治性ネフローゼ症候群を対象とした多施設共同研究等を実施し、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進する。

④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

引き続き成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索に取り組む。難病患者より樹立したiPS細胞をバイオバンク事業の一環として企業へ提供可能な状態にまで整備を進める。

当センターで樹立した7株のヒトES細胞の医薬品としての使用可能性について検討を行うとともに、ヒトES細胞加工品（肝細胞）を作成し、先天性代謝異常肝機能障害患者に対する同細胞移植に向けた動物における手順書を確立する。

また、平成26年度は、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）実施件数の合計数において160件以上を目指す。

（2）均てん化に着目した研究

① 医療の均てん化手法の開発の推進

成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインについて、作成・製本化が完了した周産期診療部門のガイドラインに引き続き、小児診療部門についても実用性の高いガイドラインの作成を進める。

また、人材育成ツールの開発に資するシステムツール、教育・研修システムの開発に着手する。医療安全および感染対策の向上のために、eラーニングによる理解度向上を引き続き行う。

② 情報発信手法の開発

ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進

平成25年度に完成した総合的なセンター紹介冊子（日本語・英語併記）の配布を行うとともに、ホームページの全面改訂を行う。

イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進

平成26年度から新たに全国で開始される新マススクリーニング検査における精度管理のセンターとしての役割を担うこととなっており、関連学会と協力し、我が国の新生児マススクリーニング検査のあり方を提言する。

平成29年通常国会に提案される予定の母子保健法改正において義務的経費化される小児慢性特定疾患研究事業において、予算事業であったこれまでと同様に当センターが全国の患者登録・分析のセンター機能を果たすこととなっていることから、登録データに基づく小児の難病や重症慢性疾患長期予後やQOLの改善のための提言を行う。

当センターは、環境要因が子どもの成長・発達に与える影響を調べるため、環境省が企画・立案し平成23年度から開始された出生コホート研究(エコチル調査)のメディカルサポートセンターであり、コアセンターである国立環境研究所、関係省庁、諸外国の調査や国際機関とも連携し、中長期的視野に立って子どもの健康と環境に関する政策提言を行う。

成育医療の現状を医療経済的観点から調査・分析し、不採算部門である小児・周産期医療の適正化に資する政策提言を行っていく。

ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進

引き続きホームページや専門外来を介しての情報提供を推進する。

妊娠と薬情報センターでは全国における拠点病院を25カ所から29カ所に増やし、拠点病院担当者対象の研修会の実施や電話による相談件数の増加により相談業務の質と量の両面からさらに拡充を図る。

女性総合外来を中心に不妊・不育症や合併症妊娠など、母性医療に関する外来相談を推進する。

エ 重い病気を持つ子どもへの生活・教育支援

重い病気を持つ子どもと家族の在宅生活を支える新たなサービスについて研究し実践するための基盤を整備する。また、関係機関と連携し、小児期に重い病気を患った若者の自立支援についても試行する。

重症、あるいは易感染性等の理由で、院内に設置されているそよ風学級

に通うことができない児童・生徒が増加していることから、これらの児童・生徒に対し、教育委員会によるベッドサイド教育を支援するとともに、教育委員会と協力し、ITを活用した教育プログラムの開発研究に着手する。

平成 2 6 年度予算

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>3,587</u>
施設整備費補助金	<u>0</u>
長期借入金等	<u>0</u>
業務収入	<u>21,085</u>
その他収入	<u>0</u>
計	<u>24,673</u>
支出	
業務経費	<u>22,183</u>
施設整備費	<u>1,622</u>
借入金償還	<u>683</u>
支払利息	<u>90</u>
その他支出	<u>435</u>
計	<u>25,014</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成 26 年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	<u>24,967</u>
經常費用	<u>24,967</u>
業務費用	24,867
給与費	11,076
材料費	4,877
委託費	2,435
設備関係費	3,898
その他	2,581
財務費用	90
その他經常費用	10
臨時損失	<u>0</u>
収益の部	<u>25,217</u>
經常収益	<u>25,217</u>
運営費交付金収益	3,345
資産見返運営費交付金戻入	240
補助金等収益	592
資産見返補助金等戻入	303
寄付金収益	0
資産見返寄付金戻入	32
施設費収益	0
業務収益	20,570
医業収益	19,473
研修収益	16
研究収益	1,081
土地建物貸与収益	26
宿舍貸与収益	88
その他經常収益	21
財務収益	0
臨時利益	<u>0</u>
純利益	250
目的積立金取崩額	0
総利益	250

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているのので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成26年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	<u>29,451</u>
業務活動による支出	<u>22,274</u>
研究業務による支出	1,342
臨床研究業務による支出	2,422
診療業務による支出	15,859
教育研修業務による支出	1,582
情報発信業務による支出	127
その他の支出	941
投資活動による支出	<u>1,622</u>
財務活動による支出	<u>1,118</u>
翌年度への繰越金	<u>4,438</u>
資金収入	<u>29,451</u>
業務活動による収入	<u>24,673</u>
運営費交付金による収入	3,587
研究業務による収入	8
臨床研究業務による収入	1,494
診療業務による収入	19,286
教育研修業務による収入	36
その他の収入	261
投資活動による収入	<u>0</u>
施設費による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	<u>0</u>
前年度よりの繰越金	<u>4,779</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。